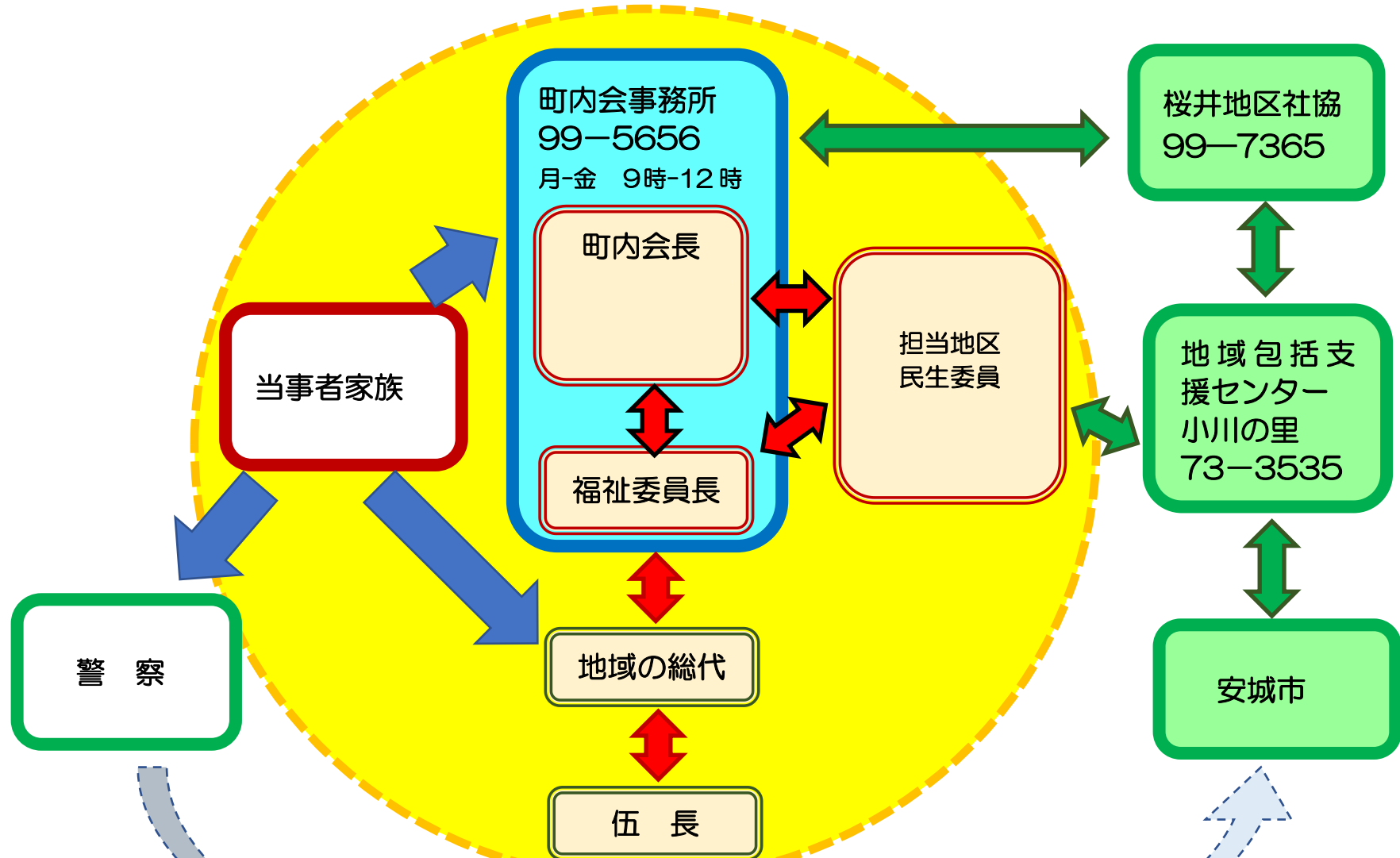


# 行方不明時の搜索協力連絡体制



※見つかるつながるネットワークの登録があると関係機関とよりスムーズにつながります

# 地域見守り活動 異常発見時の連絡ルート

見守り活動や  
ご近所で  
心配・不安な事象  
を発見した時

緊急時

消防署  
119

※命に関わる緊急事態は救急

安城警察署

76-0110

※事件・事故はすぐ警察へ!

ご近所へ

民生児童委員  
地区担当者

福祉委員長 (総代)

※連絡取れない場合、社協又は包括へ  
※捜索協力など必要な場合、町内会へ

福祉委員長  
小川町内会事務所  
99-5656  
月~金 9時~12時

桜井地区社協

99-7365

※年未年始、5月祝日、月曜は休館

平日は8:30から21:00まで

日曜・祝日は8:30から17:00まで

地域包括支援センター

73-3535

※主に高齢者に関する相談窓口

緊急の場合は24時間対応

地域福祉活動で  
悩んだら、気軽に  
桜井地区社協へご  
相談くださいネ♡

